

○津軽伝承工芸館管理規則

平成17年10月19日

規則第37号

改正 平成19年3月27日規則第23号

令和4年3月24日規則第3号

令和6年3月28日規則第18号

津軽伝承工芸館管理規則（平成12年黒石市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、津軽伝承工芸館条例（平成17年黒石市条例第27号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、津軽伝承工芸館（以下「伝承工芸館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（令4規則3・令6規則18・一部改正）

（使用の許可申請）

第2条 条例第6条の規定により許可施設等（条例別表に掲げる許可施設及び附属設備をいう。以下同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、津軽伝承工芸館施設使用許可申請書（様式第1号）を、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の6月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（令4規則3・令6規則18・一部改正）

（使用の許可）

第3条 市長は、許可施設等の使用を許可したときは、津軽伝承工芸館施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際に許可書を係員に提示するものとする。

（令4規則3・令6規則18・一部改正）

(使用中止の届出)

第4条 使用者は、許可施設等の使用を中止しようとするときは、速やかに津軽伝承工芸館施設使用中止届(様式第3号)に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(令6規則18・全改)

(使用料の還付)

第5条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料の領収書を添えて、津軽伝承工芸館施設使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の還付を認めたときは、津軽伝承工芸館施設使用料還付決定通知書(様式第5号)を交付し、使用料を還付する。

(令6規則18・追加)

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により、市が主催する観光若しくは物産の振興を図る事業又は地域振興に資する事業のために次に掲げる許可施設等を使用する場合は、当該使用料を免除する。

- (1) 集会室
- (2) 休憩室
- (3) 多目的ホール
- (4) 伝承ホール
- (5) 体験教室
- (6) 前各号に掲げる許可施設の使用に伴い使用する附属設備

2 前項に規定するもののほか、市以外の者が主催する観光若しくは物産の振興を図る事業又は地域振興に資する事業のために同項各号に掲げる許可施設等を使用する場合は、当該使用料の5割を減額する。この場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により使用料の減免又は免除を受けようとする者は、津軽伝承工芸館施設使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用料の減免を決定したときは、津軽伝承工芸館施設使用料減免決定通知書（様式第7号）を交付する。

（令4規則3・一部改正、令6規則18・旧第5条線下・一部改正）

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
- (4) 所定の場所以外において喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) その他伝承工芸館の管理運営上、必要な指示に反する行為をしないこと。

（令4規則3・一部改正、令6規則18・旧第6条線下・一部改正）

（伝承工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え）

第8条 条例第13条の規定により、伝承工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条第1項、第3条第1項及び第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項の規定中「市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ、市長の承認を得て、これを変更することができる」と読み替えるものとする。

（令6規則18・全改）

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令4規則3・令6規則18・一部改正）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式により作成された用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和4年3月24日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規則第18号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

津軽伝承工芸館施設使用許可申請書

年 月 日

黒石市長 様

団体名
申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使用目的			
使用年月日	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
使用時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分(時間)		
使用責任者	住所 氏名		連絡先(TEL)
入場料の有無	<input type="checkbox"/> 無料	入場者 見込数	人
	<input type="checkbox"/> 有料(円～ 円)		
使用施設			
使用附属設備等			
共催等の有無	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
※ 使用料	施設使用料	附属設備等使用料	使用料合計
	円	円	円
<p>〈備考〉</p> <p>1 使用時間には、準備及び撤去の時間も含まれます。</p> <p>2 □印のある欄は、該当するものにレ印を付けてください。</p> <p>3 ※の欄は、記入しないでください。</p>			

様式第2号(第3条関係)

津軽伝承工芸館施設使用許可書

許可 第 号
年 月 日

様

黒石市長

下記のとおり使用を許可します。

使用目的			
使用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)		
使用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分(時間)		
使用責任者	住所 氏名		連絡先(TEL)
入場料の有無	<input type="checkbox"/> 無料	入場者 見込数	人
	<input type="checkbox"/> 有料(円~ 円)		
使用施設			
使用附属設備等			
共催等の有無	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
※ 使用料	施設使用料	附属設備等使用料	使用料合計
	円	円	円
許可条件 1 津軽伝承工芸館条例及び津軽伝承工芸館管理規則を遵守すること。 2 津軽伝承工芸館敷地及び施設内での盗難、紛失その他の事故等に関して、市は一切の責任を負わない。 注意事項 1 施設及び附属設備の使用に当たっては、全て係員の指示に従うこと。 2 使用の目的及び条件を守って目的以外に施設や附属設備を使用しないこと。 3 津軽伝承工芸館の管理運営上、支障を来すような行為をしないこと。			

様式第3号(第4条関係)

津軽伝承工芸館施設使用中止届

年 月 日

黒石市長 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話

津軽伝承工芸館管理規則第4条の規定により中止届を提出します。

使用許可番号	
使用許可年月日	年 月 日
使用予定日時	自 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 至 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
使用施設	
使用附属設備等	
使用中止の理由	
添付書類	津軽伝承工芸館施設使用許可書

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

黒石市長 様

団体名
申請者 住 所
氏 名
電 話

津軽伝承工芸館施設使用料還付申請書

使用料の還付を受けたいので申請します。

許 可 番 号	許可第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
還 付 申 請 の 理 由			
金 額	使用料納付済額	還 付 申 請 額	備 考
	円	円	

※使用料の領収書を添付すること。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

黒石市長

津軽伝承工芸館施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請された津軽伝承工芸館施設使用料還付申請について、次のとおり決定します。

許 可 番 号	許可第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
還 付 申 請 の 理 由			
金 額	使用料納付済額	還 付 決 定 額	備 考
	円	円	

様式第6号(第6条関係)

津軽伝承工芸館施設使用料減免申請書

年 月 日

黒石市長

様

団 体 名
申請者 住 所
氏 名
電 話

津軽伝承工芸館条例第8条の規定による使用料の減免を受けたいので、申請します。

使 用 目 的			
使 用 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分(時間)		
使 用 施 設			
使用附属設備等			
減免申請の理由			
使用料の減免	使 用 料	減 免 申 請 額	納 付 額
	円	円	円
添 付 書 類	津軽伝承工芸館施設使用許可申請書		

上記申請により減免してよろしいか。

※ 決 裁	市 長						係	受付年月日	年 月 日
								受付番号	第 号
								許可年月日	年 月 日

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

黒石市長

津軽伝承工芸館施設使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請された津軽伝承工芸館施設使用料減免申請について、次のとおり決定します。

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで		
使用目的			
使用施設			
使用附属設備等			
減免理由			
金額	使用料	減免決定額	納付相当額
	円	円	円
備考			

様式第1号（第2条関係）

（令6規則18・追加）

様式第2号（第3条関係）

（令6規則18・追加）

様式第3号（第4条関係）

（令6規則18・追加）

様式第4号（第5条関係）

（令6規則18・追加）

様式第5号（第5条関係）

（令6規則18・追加）

様式第6号（第6条関係）

（令6規則18・追加）

様式第7号（第6条関係）

（令6規則18・追加）